

建設業における社会保険未加入対策について

1 目的

技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を目的として、社会保険未加入対策のあり方について検討する。

2 国から自治体への要請(社会保険未加入業者排除強化)

● 公共工事標準請負契約約款の改正

平成29年9月に国土交通省及び中央建設業審議会から、公共工事標準請負契約約款の社会保険未加入対策に関する改正について実施するよう各自治体に要請

- (1) 受注者は、社会保険未加入業者を下請契約の相手方としてはならない規定(一次または二次以下)
- (2) 違反した場合、違約罰として一定額を支払わなければならない規定

3 未加入対策の現状

	登録業者	一次下請	二次下請 以降
国	社会保険加入者に限定	○ 下請代金総額の規定なし 全ての下請を対象 ・ 指名停止 ・ 工事成績評定の減点 ・ 未加入業者は、建設業許可部局へ通報	
		制裁金 下請金額の10%	制裁金 下請金額の5%
北九州市	社会保険加入者に限定	○ 下請代金総額 3,000万円以上 (建築一式 4,500万円以上) ・ 指導後 30 日以内に未加入であれば建設業許可行政庁に通報	— 規定なし —

4 今後の検討事項

- (1) 一次下請業者について、『下請代金総額3,000万円以上』の規定のあり方等
- (2) 二次以降の下請業者に対する取り組み

5 実施時期

平成31年4月以降の実施を目標に、他都市の状況を把握するとともに、関係団体に対する意見聴取を行なっていく。